3　手続実施基本契約の申込人は、協会が手続実施基本契約の締結を承諾したときには直ちに、協会に対し、初回負担金を支払わなければならない。この場合、当該加入貸金業者が、協会に対し、規則第32条第２項に定めるところにより初回負担金相当額を納付している場合には、当該納付された初回負担金相当額は、当然に当該加入貸金業者の支払うべき初回負担金に充当されるものとする。

4　初回負担金が、当該加入貸金業者が納付した初回負担金相当額を超えるときは、当該加入貸金業者は、申込みの承諾の日から１か月以内に、協会に対し、初回負担金と当該初回負担金相当額との差額を協会が指定する金融機関口座に振り込んで支払わなければならない。当該加入貸金業者が納付した初回負担金相当額が初回負担金を超えるときには、協会は、当該加入貸金業者の請求に基づき、遅滞なく当該差額を当該加入貸金業者に対して返金する。この場合、返金に要する費用は、当該加入貸金業者の負担とし、利息は付さないものとする。

5　加入貸金業者は、初回負担金計算期間の満了日及びそれ以降の毎年９月末日までに、10月１日から１年分の負担金を、協会が別途通知する金融機関口座に振り込んで支払わなければならない。

6　加入貸金業者につき、初回負担金計算期間の末日が経過した後、以下の甲欄に掲げる事由が生じた場合には、負担金につき対応する乙欄に定めるところに従い取り扱う。

	甲	乙
⑴	非協会員である加入貸金業者が協会員となった場合	協会員となった日から、同日以降直近で到来する９月末日までの間（但し、１月未満の期間がある場合にはこれを切り捨てる。）に相当する負担金につき、協会員に対して適用されるべき負担金額に従い、月割りにてその額を計算し、支払済みの負担金額との差額がある場合には、当該加入貸金業者の請求によりこれを返還する。但し、利息は付さないものとする。
⑵	協会員である加入貸金業者が非協会員となった場合	協会員でなくなった日から、同日以降直近で到来する９月末日までの間（但し、１月未満の期間がある場合にはこれを切り上げる。）に相当する負担金につき、非協会員に対して適用されるべき負担金額に従い、月割りにてその額を計算しこれを請求する。但し、支払済みの負担金額との差額がある場合にはその差額を請求する。

7　協会は、納付された負担金につき領収書を発行しない。

（手数料の算定）

第56条　規則第113条第１項に定める手数料は、第17条に定めるところに従い算定した当該紛争解決手続の目的となった請求の価額に応じ、別表３に定めるところによる。

（納付された手数料の不返還）

第57条　納付された手数料は、当該手数料に係る紛争解決手続に係る申立てが受理されず、若しくは取り下げられ、又は当該紛争解決手続を開始しない旨の決定がなされた場合その他事由の如何を問わず返還しない。

附　則

（施行日）

第１条　この細則は、紛争解決等業務に関する規則附則第１条第１項に定める同規則を施行する日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、この細則の第３条から第５条の規定は、紛争解決等業務に関する規則附則第１条第２項の規定により同規則第２章の規定が施行される日から施行する。

（経過措置）

第２条　紛争解決等業務に関する規則附則第４条の規定により、同規則の施行の日より前になされる手続実施基本契約の申込みについては、この細則の規定を適用する。

第３条　第８条第３項の規定にかかわらず、この細則が施行された日から３か月を経過する日より前に手続実施基本契約の申込みをする場合にあっては、第８条第３項第１号の書類については、細則が施行された日から起算して３か月を経過した日までに提出することができる。

（別紙様式第１号）

手続実施基本契約申込書（会員用）

日本貸金業協会　御中

日本貸金業協会の「紛争解決等業務に関する規則第31条」に基づき、後記手続実施基本契約条項及び以下の事項を承認の上、手続実施基本契約の締結を申込します。

①　手続実施基本契約の申込を審査するために協会から資料の請求又は説明を求められた場合、これに誠実に応じること。

②　本申込後、本申込が承諾されるまでの間に、本申込書その他本申込に関して協会に提出した資料の内容が変動した場合には、遅滞なく協会に対して変更後の内容を通知すること。

③　本申込の結果にかかわらず、本申込書及び添付書類につき返還を受けられないこと。

④　紛争解決等業務に関する細則に定める場合を除き、本申込に対する承諾の通知は、下記メールアドレス宛にメールにより通知されること。

１．申込日　平成　　年　　月　　日

２．申込者　住　所：＿＿＿＿＿＿＿＿

社　名：＿＿＿＿＿＿＿＿

協会員番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

（法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

Ｅメールアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿

（携帯電話のメールアドレスは届出できません。）

本件に関する連絡先電話番号：＿＿＿＿

ご担当者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

本申込に対する承諾の通知を書面で受けることを希望する場合には、以下にチェックしてください。

□　本申込に対する承諾の通知を書面で受けることを希望します。

（事務局使用欄）

受付日：　　受付担当者：

業務企画部確認日：　　会費状況確認者：

紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項

甲：申込が承諾された場合の申込者

協会：日本貸金業協会

（甲の規則等遵守義務）

第１条　甲は、協会の定める紛争解決等業務に関する規則（以下「規則」という。）及び紛争解決等業務に関する細則（以下「細則」といい、規則と細則とを総称して「規則等」という。）に規定された加入貸金業者の義務を遵守しなければならない。

2　協会が規則又は細則を変更した場合には、変更後の規則又は細則の定める加入貸金業者の義務を遵守しなければならない。

（貸金業相談・紛争解決センターの公表等）

第２条　甲は、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称及びその主たる事務所の所在地、電話番号を公表しなければならない。

2　甲は、貸金業法の規定に基づき交付又は送付する書面又はこれに代わる電磁的記録に甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関の名称を記載する場合には、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載しなければならない。

3　甲は、本契約締結後相当の期間内に、貸金業法第14条に定める貸付条件等の掲示に、併せて、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載するものとする。

4　甲は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときには、その広告の媒体又は勧誘の態様などに応じて合理的なかつ相当な範囲で、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載し又は表示するよう努めるものとする。

5　甲は、貸金業法第21条第２項に定める書面又はこれに代わる電磁的記録を交付又は送付する場合には、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載するよう努めるものとする。